



# SPI論点整理(案)

---

令和6年6月28日  
事務局

# 利用者情報に関するワーキンググループにおける議論の状況

## 開催状況

※赤字はスマートフォン上のプライバシー対策に係るもの

第1回（令和6年3月1日）	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者情報の適切な取扱いの確保に関する背景及び現状について<ul style="list-style-type: none"><li>・事務局説明</li></ul></li><li>○SPIの改定に向けた有識者ヒアリング①<ul style="list-style-type: none"><li>・有識者発表：日本総合研究所、生貝主査代理</li></ul></li></ul>
第2回（令和6年3月18日）	<ul style="list-style-type: none"><li>○SPIの改定に向けた有識者ヒアリング②<ul style="list-style-type: none"><li>・有識者発表：慶應義塾大学・新保教授、モバイル・コンテンツ・フォーラム、マクロミル</li></ul></li></ul>
第3回（令和6年4月16日）	<ul style="list-style-type: none"><li>○SPIの改定に向けた有識者ヒアリング③<ul style="list-style-type: none"><li>・有識者発表：三菱総合研究所、日本総合研究所</li></ul></li><li>○利用者情報の取扱いに関するモニタリングの進め方について<ul style="list-style-type: none"><li>・事務局説明</li></ul></li><li>○利用者情報の取扱いに関するモニタリングに向けた有識者ヒアリング<ul style="list-style-type: none"><li>・有識者発表：日本総合研究所</li></ul></li></ul>
第4回（令和6年5月24日）	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者情報の取扱いに関するヒアリングシート（案）について<ul style="list-style-type: none"><li>・事務局説明</li></ul></li></ul>
第5回（令和6年6月7日・非公開）	<ul style="list-style-type: none"><li>○SPIの改定に向けた事業者ヒアリング<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者ヒアリング（Apple Inc.）</li><li>・書面提出（Google LLC）</li></ul></li></ul>
第6回（令和6年6月10日 ～同年6月11日）	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者情報の取扱いに関するヒアリングシート（案）について<ul style="list-style-type: none"><li>・メール審議</li></ul></li></ul>

# スマートフォン上のプライバシー対策：スマートフォン利用者情報取扱指針（SPI）見直しに向けて

スマートフォン上のプライバシー対策について、外部送信規律の法制化、情報収集モジュール等の情勢変化を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針を見直すべきか。

項目案	論点案
1. 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的拘束力のないベストプラクティスであることを踏まえ、法令から、一步進んだレベルを目指すべきであるとの意見があるがどう考えるか</li> </ul>
2. 国内制度の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPI最終改正（平成29年）以降の国内制度整備の状況を反映させるべきではないか            （例）個人情報保護法改正（R2）個人関連情報の第三者提供規制等            電気通信事業法改正（R4）外部送信規律等</li> </ul>
3. 諸外国等の動向を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国や国際標準の動向を踏まえ、SPIに追加等が必要な事項はあるか            （例）子どもの利用に適したプライバシープラクティス 等</li> </ul>
4. 民間の取組を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の先進的な取組等を踏まえて、SPIに追加等すべき事項はあるか            （例）利用者を識別する情報の取扱い 等</li> </ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状のSPIに規定しているアプリ提供事業者、情報収集モジュール提供事業者、アプリ提供サイト運営事業者、OS事業者を対象とすることでよいか</li> <li>その他SPIの見直しにあたり検討すべき事項はあるか</li> </ul>

第1回～第3回、第5回での発表等資料や会合での議論を踏まえ、P5以降において、それらの議論を第1回で示した項目・論点ごとに分類するとともに、SPI見直しの方向性案を記載する。

※第3回の一部、第4回、第6回はモニタリングに関する議論であり、SPIに関する議論はなし。

## 第1回

事務局：SPIの概要、SPI見直しの論点案の提示、国内制度・諸外国動向・民間での取組の紹介

(株)日本総合研究所：これまでのSPOの結果、SPOを踏まえた論点（プラポリ掲載の位置づけ、個別アプリの利用者情報の取扱いに関する情報提供の方法、プラポリの内容等をわかりやすく伝えるための方法、プラポリの記載項目や各項目内容）の提示

生貝主査代理：EUデータ関連法制（GDPR/DSA/DMA等）の紹介及び論点（青少年等脆弱な個人の保護、要配慮個人情報、ダークパターンへの対応、プロファイリング等）の提示

## 第2回

慶應義塾大学新保教授：SPI策定の背景及び見直しへの示唆

(一社)モバイルコンテンツフォーラム：関連ガイドライン策定の取組の紹介及び見直しに向けた要望（既存の法令等の一覧化、利用者視点の重視、他のデバイスへの適用可能性の検討、諸外国規制との整合）

(株)マクロミル：消費者の受容度調査及びプライバシー保護手法に係る課題についての発表

## 第3回

(株)三菱総合研究所：欧米におけるダークパターン及びプロファイリングへの対応についての発表

(株)日本総合研究所：アプリストアの規約・審査方針の内容、規約の遵守状況の調査についての発表

## 第5回

## Appleの取組

- ① ユーザーに関わるデータの使用に関しては、ユーザー自身に判断を委ねるべきであるというスティーブ・ジョブズ以来の考え方が取組みの根幹。
- ② アプリケーションは事前の同意なしにユーザや端末に係るデータを収集してはならず、同意の取消にも速やかに対応すべきこととしている。
- ③ アプリケーションがユーザや端末に係るデータを収集・利用等することについて説明したプライバシーポリシーを公表することを義務づけるとともに、収集するデータや利用目的の概要をアイコンとともに示したプライバシーニュートリションラベルへの記入を義務化。
- ④ アプリケーションによるユーザのトラッキングはユーザによる許諾を必要とすることとしており、許諾を得るための標準的なポップアップ表示を提供している。
- ⑤ アプリケーションが位置情報にアクセスする場合には、ポップアップ表示によりユーザの同意を取得することとしており、また提供する位置情報の頻度や粒度を選択できるようにしている。
- ⑥ アプリケーションが写真データにアクセスする場合には、ユーザの同意を取得するとともに、アクセス範囲を一部に限定することができることとしている。
- ⑦ フィンガープリントなどユーザーに関するデータを収集する目的でAPIが誤用されることを防止するとともに、SDKによるデータの利用目的等への理解促進のため、プライバシーマニフェストへの対応を求めている。

## Googleの取組

- ① プライバシーポリシーの設置を義務化するとともに、アプリストアの個別ページ内に「データセーフティセクション」を設け、アイコン等で収集しているデータの内容や共有方針を記載することを義務化。
- ② アプリケーションが健康・フィットネス・医療データを取得する場合には、アプリ内にプライバシーポリシーを掲載することや、当該データの収集とアプリケーションの中心的な機能との関連性について、利用者に対して明確に示すことを義務化。
- ③ アプリケーションによる個人情報の収集は、ユーザが合理的に予期することができる目的でのみ行えることとしている。
- ④ アプリケーションによるユーザの機密情報へのアクセスは、提供している機能やサービスの実装に必要であり、その利用目的等がアプリストアに掲載されている場合に限定している。

# スマートフォン上のプライバシー対策：スマートフォン利用者情報取扱指針（SPI）見直しに向けて

これまでの議論を踏まえ、以下のとおり、改めて論点を整理するとともに、案のとおりSPIへ反映することが考えられるのではないか。

項目	論点	SPI改定への反映方針案
1.位置付け	法的拘束力のないベストプラクティスであることを踏まえ、法令から、一歩進んだレベルを目指すべきであるとの意見があるがどう考えるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令から一歩進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしてはどうか</li> <li>• 一方、法的拘束力はない点は明記すべきではないか</li> </ul>
2.国内制度の反映	SPI最終改正（平成29年）以降の国内制度整備の状況を反映させるべきではないか （例） 個人情報保護法改正（R2）個人関連情報の第三者提供規制等 電気通信事業法改正（R4）外部送信規律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R2改正個人情報保護法関連の追記               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人関連情報及び仮名加工情報の追加</li> <li>- 越境移転時の本人説明充実化（外国にある第三者への提供の制限）</li> <li>- 不適正利用の禁止（基本原則）</li> </ul> </li> <li>• R4改正電気通信事業関連の追記               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特定利用者情報規律及び外部送信規律の導入 が必要ではないか</li> </ul> </li> </ul>
3.諸外国等の動向を踏まえた対応	諸外国や国際標準の動向を踏まえ、SPIに追加等が必要な事項はあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ダークパターンとならないための対応</li> <li>• プロファイリングに係る予見性確保等の取組</li> <li>• センシティブ情報への配慮</li> <li>• 子どもの利用者情報の保護</li> <li>• 利用者の属性に対応した適切な配慮 等が必要ではないか</li> </ul>
4.民間の取組を踏まえた対応	民間の先進的な取組等を踏まえて、SPIに追加等すべき事項はあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 目的外利用を行わないことや必要最低限のデータ取得</li> <li>• 取得情報や利用目的の分かりやすい概要の掲示</li> <li>• 同意の撤回方法のプラポリへの記載</li> <li>• 利用者行動の事業者横断的なトラッキングに係る対応</li> <li>• 位置情報や写真データ等の適正な取扱い 等が必要ではないか</li> </ul>
5.その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状のSPIに規定しているアプリ提供事業者、情報収集モジュール提供事業者、アプリ提供サイト運営事業者、OS事業者を対象とすることでよいか</li> <li>• その他SPIの見直しにあたり検討すべき事項はあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他のデバイスについては、実態把握を行った上で、改めて検討が必要ではないか。</li> <li>• セキュリティに関しても追記が必要ではないか</li> </ul>

構成員からのご意見	SPI改定への反映方針案
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現行のSPIの内容については既に外部送信規律として法制化されたところ、それを遵守させるだけの内容では意味がなくなってしまうため、SPIとして意味のあるもの、ベストプラクティスとしてあるべき。(第1回森構成員)</li><li>■ 法令より一步進んだレベルを求めつつも、有効性・実効性が乖離しないようにするべき。先進的な内容にして、実務がついていかなくなってしまうのは問題であり、一方で実務に合わせすぎた結果、民間に主導されて時代遅れにならないようにする必要もある。(第1回江藤構成員)</li><li>■ 諸外国と比べ、日本の個人情報保護に関わる規律は、ハードローにおいては必要最低限のものとなっていることから、ソフトローの部分も含めてユーザ保護を考えていくことは重要。(第1回生貝主査代理)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 法令から一步進んだベストプラクティスとして、関係事業者等の望ましい対応を記載することとしてはどうか</li><li>• 一方、法的拘束力はない点は明記すべきではないか</li></ul>

構成員からのご意見	SPI改定への反映方針案
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 国内制度の反映は必ずやる必要がある。個人情報保護法と電気通信事業法とでバラバラに規律されている面があり、事業者や消費者から分かりづらくなっていることから、その対象について整理するべきではないか。（第1回寺田構成員）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• R2改正個人情報保護法及びR4改正電気通信事業法について具体的には、以下の反映が考えられるのではないかと <ul style="list-style-type: none"><li>- R2改正個人情報保護法関連として、<ul style="list-style-type: none"><li>①個人関連情報及び仮名加工情報の追加、</li><li>②越境移転時（外国にある第三者への提供）の本人説明充実化の追記</li><li>③不適正利用の禁止の追記</li></ul></li><li>- R4改正電気通信事業法関連として、<ul style="list-style-type: none"><li>①特定利用者情報規律及び外部送信規律の追記</li></ul></li></ul></li></ul>

構成員からのご意見	SPI改定への反映方針案
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ IDFAは利用者の同意を取っているものの、ダークパターンと見受けられるものがある印象である。どのようなものがダークパターンに当たるのか、SPIで例示しても良いのではないか。（第1回太田構成員）</li> <li>■ SPIにおいて、ダークパターンまたは欺瞞的な行為の禁止を明確に示す必要があるのではないか。その上で、ダークパターンの判断の線引きは難しい面もあるが、具体的に例示が必要ではないか。さらに、法的根拠を与えるために、電気通信事業法で禁止する規定を追加しても良いのではないか。（第3回寺田構成員）</li> <li>■ ダークパターンとされる中でも欺瞞的なものをSPIの中で例示し禁止すべきだと思う。その上で、ダークパターンと同意のあり方についても整理が必要。AppleもGoogleもデータの収集や仕様に対して同意を必須としているが、アプリ利用開始時の規約同意で、すべてのデータ利用に対して同意をさせる、というのは、欺瞞的なダークパターンと言え、非ログイン時のデータの取扱いについて、書いていない、どこに書いてあるかわからない、というようなものも、ダークパターンであると言えるのではないか、という観点でも検討し、SPIで方向性を示すべき。（第3回太田構成員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 欧州データ保護会議（EDPB）におけるガイドライン等も参照の上、原則として欺瞞的な方法による利用者情報の取扱いが行われないう望ましい対応を追記してはどうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プロファイリングそのものが問題というわけではないが、例えばどういったプロファイリングをしてはいけないのかなど、例示する必要があるのではないか。（第1回寺田構成員）</li> <li>■ プロファイリングのあり方については、GDPRは上乘せの規定があり、その点視野に入れるべき。（第1回生貝主査代理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GDPRやDSA等も踏まえ、プロファイリングに係る予見性確保の取組、プロファイリングによるセンシティブ情報の予測・生成や子どもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示を原則として実施しないことが望ましいこと等について、追記してはどうか。</li> </ul>

有識者等発表及び構成員からのご意見

SPI改定への反映方針案

- 日本の個人情報保護法制では青少年について特別な規定が置かれていないが、青少年や脆弱な個人の保護、要配慮個人情報の取扱いについて、ソフトロー面で考えていく必要があるのではないか。(第1回生貝主査代理)
- アプリケーションが健康・フィットネス・医療データを取得する場合には、アプリ内にプライバシーポリシーを掲載することや、当該データの収集とアプリケーションの中心的な機能との関連性について、利用者に対して明確に示すことを義務化。(第5回Google提出資料)
- 第3回日本総研発表資料P8 (特定の条件に該当するアプリについて)

項目	Google (デベロッパープログラムポリシー、Play Consoleヘルプより抜粋)	Apple (App Reviewガイドラインより抜粋)	
子ども (※1)を 対象とする 場合	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律・規制の遵守義務 (※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律・規制の遵守義務 (※2)</li> </ul>
	データ収集等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものデータ収集にあたり情報を開示する義務 (※3)</li> <li>子どものユーザーだけを対象とする場合、位置情報の収集・共有等を禁止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に準拠する目的のみでの生年月日や保護者の連絡先の要求許可</li> </ul>
	広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>GooglePlayポリシーへの準拠を自己認定 (Googleがリスト公開) している広告SDKバージョンのみ使用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サードパーティ製の分析・広告機能の禁止</li> </ul>
	プライバシーポリシー	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーポリシーの設置義務 (※5)</li> </ul>
特定の データを 扱う場合	健康・フィットネス・医療データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2024年5月31日発効予定</li> <li>プライバシー、詐欺、デバイスの不正使用に関するポリシーに準拠する義務</li> <li>アプリ内へのプライバシーポリシーの掲載義務</li> <li>アプリのコア機能と健康関連データの収集との関連性をユーザーに明確に示す義務</li> <li>アプリのコア機能の実行に必要な、危険な権限を削除する義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告、マーケティング目的等で、使用・共有の禁止</li> <li>虚偽データが書き込まれないよう配慮する義務</li> <li>健康に関する臨床調査を実施するアプリでは、参加者本人、未成年の場合は親または保護者から同意を得る義務/独立した倫理審査委員会の適切な承認を得る必要</li> </ul>
	位置情報データ	(アプリを通じて取得したデータの収集・使用・共有のアプリ機能の提供や改善に直接関係するもの限定) (※4) <b>後掲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリの機能またはサービスと直接関連する場合のみに利用限定</li> </ul>
	その他データ公開の禁止例	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の財務情報・支払い情報・政府発行の個人識別番号</li> <li>(未許可での) 非公開の電話帳や連絡先情報</li> </ul>	記載なし

- GDPR及びDSA並びに民間の取組を踏まえ、センシティブ情報への配慮及び子どもの利用者情報の保護を追記してはどうか。

有識者等発表及び構成員からのご意見

SPI改定への反映方針案

- アプリケーションによる個人情報の収集は、ユーザが合理的に予想することができる目的でのみ行えることとしている。(第5回Google提出資料)
- アプリケーションによるユーザの機密情報へのアクセスは、提供している機能やサービスの実装に必要であり、その利用目的等がアプリストアに掲載されている場合に限定している。(第5回Google提出資料)
- 第3回日本総研発表資料P7 (データの収集・保存・使用・共有について)

項目		Google (デベロッパープログラムポリシーより抜粋)	Apple (App Reviewガイドラインより抜粋)
データの 収集・保 存	ユーザからの 同意取得義務	必須	必須 (簡単な同意撤回オプション付加義務あり)
	必要最低限のデータ 取得義務	必須	必須
	必要最低限のアカウ ントログイン義務	記載なし	必須
	アカウント削除要件	必須	必須
	その他(一部)	◆ 個人情報や機密情報が必要になることをユーザが合理的に予測できない可能性がある場合、データの収集、使用、共有について、アプリ内で開示し、直後に同意をリクエストする義務	◆ アプリを利用してユーザのパスワード等プライベートデータを密かに取得することの禁止 ◆ SafariViewController (Apple指定UI) の使用義務 ◆ ユーザ以外のソースから取得したまたは未同意の個人情報を収集するアプリの禁止
データの 使用・共 有	事前にユーザ許可取 得の義務	必須	必須
	目的外利用の禁止	必須 (ユーザが合理的に予想する目的に適合するアプリとサービスの機能、およびポリシーにのみ許可する)	必須
	その他(一部)	◆ 特定の操作における個人情報と機密情報へのアクセスに関する制限(表形式の要件)	◆ 未許可のユーザプロフィール構築禁止 ◆ 分析や広告目的でユーザのデバイスにインストールされている他アプリの情報収集の禁止

- GDPRや民間での取組を踏まえ、目的外利用を行わないことや必要最低限のデータ取得について、追記してはどうか。

有識者等発表

SPI改定への反映方針案

■ 第3回日本総研発表資料P5（プライバシーポリシーについて）

項目		Google（デベロッパープログラムポリシーより抜粋）	Apple（App Reviewガイドラインより抜粋）	
プライバシーポリシー	対象	すべてのアプリ	すべてのアプリ	
	設置義務	あり（2022年7月より義務化）	あり（2018年10月より義務化）	
	記載場所	Google Playの各アプリページとアプリ内の両方	App Storeの各アプリページと各アプリ内の両方	
	必須記載項目	収集するデータの種類	必須	必須
		データの収集方法	現行版に記載あり	必須
		収集するデータの用途	必須	必須
		共有するデータと共有先	必須	必須
	データ保存/削除のポリシー	必須	必須	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アプリの主体を明記、もしくはアプリ名を明記</li> <li>◆ 連絡先または問合せ方法</li> <li>◆ ユーザの個人情報や機密情報を安全に処理するための手順</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ユーザが同意を無効にする方法やユーザデータの削除をリクエストする方法</li> </ul>		

- GDPRや民間での取組を踏まえ、同意の撤回方法のプライバシーポリシーへの記載について追記してはどうか。

**有識者等発表及び事業者発表**

**SPI改定への反映方針案**

- アプリケーションは事前の同意なしにユーザや端末に係るデータを収集してはならず、同意の取消にも速やかに対応すべきこととしている。(第5回Apple発表)
- アプリケーションによるユーザのトラッキングはユーザによる許諾を必要とすることとしており、許諾を得るための標準的なポップアップ表示を提供している。(第5回Apple発表)
- アプリケーションが位置情報にアクセスする場合には、ポップアップ表示によりユーザの同意を取得することとしており、また提供する位置情報の頻度や粒度を選択できるようにしている。(第5回Apple発表資料)
- アプリケーションが写真データにアクセスする場合には、ユーザの同意を取得するとともに、アクセス範囲を一部に限定することができることとしている。(第5回Apple発表資料)
- 第3回日本総研発表資料P25

- GDPR及びePrivacy指令並びに民間の取組を踏まえ、事業者横断的なトラッキングに係る対応、位置情報や写真データ等の適正な取扱いについて、追記してはどうか。

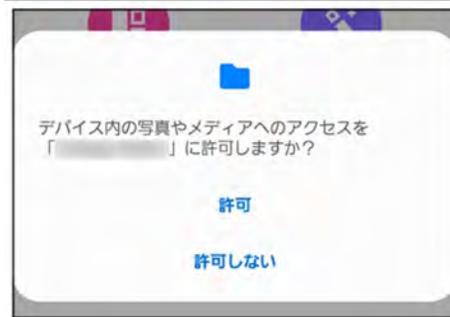
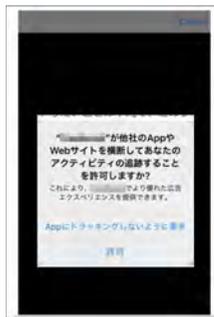
**【Apple】**

**【Google】**

情報取得・アクセスに対する同意取得のポップアップ表示

AppTrackingTransparency (ATT) における  
 トラッキングに対する同意取得のポップアップ表示

情報取得・アクセスに対する同意取得のポップアップ表示



## 有識者等発表及び事業者発表

- アプリケーションがユーザや端末に係るデータを収集・利用等することについて説明したプライバシーポリシーを公表することを義務づけるとともに、収集するデータや利用目的の概要をアイコンとともに示したプライバシーニュートリションラベルへの記入を義務化。（第5回Apple発表）
- プライバシーポリシーの設置を義務化するとともに、アプリストアの個別ページ内に「データセーフティセクション」を設け、アイコン等で収集しているデータの内容や共有方針を記載することを義務化。（第5回Google提出資料）
- プライバシーポリシーの概要版の掲載が浸透していないところ、利用者にとってわかりやすく容易に理解できる環境を整えることが重要ではないか。（第1回日本総研）
- 第3回日本総研発表資料P19,24

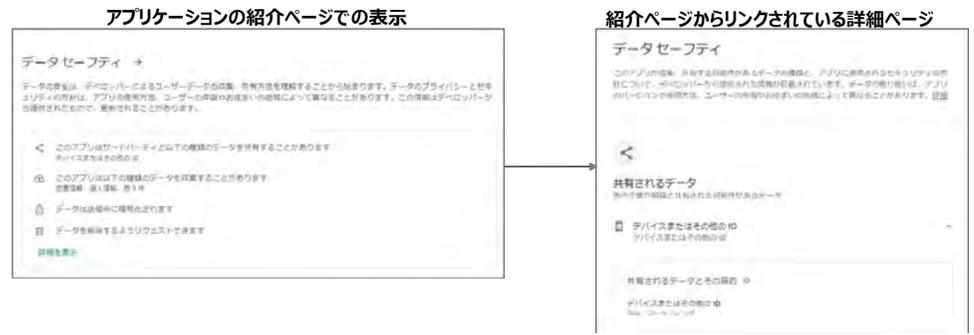
## SPI改定への反映方針案

- 民間の取組を踏まえ、取得情報や利用目的の概要を分かりやすく揭示することについて追記してはどうか。

【Apple】



【Google】



## 有識者等発表

## SPI改定への反映方針案

### ■ 第3回日本総研発表資料P6（アプリ紹介ページについて）

項目		Google (デベロッパープログラムポリシーより抜粋 ※1)	Apple (App Reviewガイドラインより抜粋 ※2)
対象		すべてのアプリ	すべてのアプリ
公開義務化		2022年7月	2020年12月
表示場所		Google Playの各アプリページ	App Storeの各アプリページ
記載 が必 要な 情報	収集するデータの 種類	デベロッパまたはサードパーティパートナーが 収集するデータ全て	デベロッパまたはサードパーティパートナーが 収集するデータ全て
	収集するデータの 用途	必須	必須
	ユーザに紐づけ られるデータ	記載なし	必須
	ユーザのトラ ッキングを行 うデータ	記載なし	必須
	プライバシー ポリシー	必須	必須
その他（抜 粋）		（任意）独立したセキュリティ審査を受けた申告 （子どもを対象とするアプリの場合必須）GooglePlayのファミ リーポリシーに準拠していることを表示	（任意）プライバシー選択；アプリのプライバシー設定のオプ ションや管理方法をユーザーが詳しく確認できる一般公開URL （ユーザーが子どもかどうかなど条件に応じてデータ収集の方針 が異なるといった情報を含む）

- 民間の取組を踏まえ、取得情報や利用目的の概要を分かりやすく揭示することについて追記してはどうか。

構成員からのご意見	SPI改定への反映方針案
<ul style="list-style-type: none"><li>■ タブレットやスマートウォッチ、スマート家電、コネクテッドカーなど、スマホ以外のデバイスを対象にする必要はないか。そのままSPIを対応させることは難しいかもしれないが、例えばスマホと違いがあるのか、どのような点が共通しているか、調査検討する必要があるのではないか。（第1回寺田構成員）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• まずは、どのような点が共通しているのか、調査検討の上、次回以降の改定で対応を検討してはどうか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>■ サードパーティークッキーをセキュリティ確保のために活用する場合など、セキュリティはプライバシーを一部阻害する側面もあると考えられるところ、どこまでがセキュリティのために必要なのかという点は議論・情報収集すべき。（第1回太田構成員）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• （サイバーセキュリティ統括官室発表資料参照）</li></ul>

## スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
利用環境研究会						7月下旬~8月 SPI改定案報告	
利用者情報WG	3/1 ①事務局説明 (背景) ②有識者発表 (SPO、諸外国の状況)	4/16 有識者発表 (ダークパターン・プロファイリング、 アプリストアの状況)		6/28 ①事務局説明 (SPI改定案) ②有識者発表 (SPO・アプリ解析実証)	7月中 SPI改定案とりまとめ		
	3/18 有識者発表 (SPIの経緯、 業界団体の取組、 消費者意識)		6/7 ①事業者ヒアリング (非公開) (Apple) ②事業者意見提出 (Google)		7月上中旬 書面含め必要に応じ開催 (SPI改定案)		